

医療機関へ受給者証と一緒に提示してください

臨床調査個人票(紙様式)の送付廃止について

本市ではこれまで更新案内と一緒に臨床調査個人票の紙様式を送付しておりましたが、(1)近年、医療機関の電子化が進み、送付した紙様式に手書きした臨床調査個人票の提出が減少していること、(2)臨床調査個人票登録のオンライン化が開始されたことを踏まえ、今年度より紙様式の送付を廃止することとしました。

1 患者の皆様へ

引き続き更新申請には臨床調査個人票の提出が必要となります。

本紙及び指定難病医療受給者証を提示のうえ、受給者証に記載された疾病名についての臨床調査個人票の作成を、医療機関に依頼してください。

2 医療機関の皆様へ

臨床調査個人票につきましては、指定難病医療受給者証に記載されている疾病名を御確認のうえ、下記ホームページから様式をダウンロードし、作成のうえ患者さんへ交付していただきますようお願いいたします(院内システムにより作成いただいても結構です)。

※枝番が存在する疾病については、枝番を御確認のうえ、作成いただきますようお願いいたします。

厚生労働省ホームページ(指定難病の診断基準等、臨床調査個人票)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_53881.html

臨床調査個人票作成上の注意点

- ・臨床調査個人票を記載できるのは、「難病指定医」または「協力難病指定医」に限られます。※指定医の有効期間を御確認ください。
- ・重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6か月間で最も悪い状態を記載してください。(よって、重症度判定日は記載日から直近6か月間以内の日付となります。)
- ・更新申請の場合は「診断年月日」の記載は不要です。